

町 地区 自主防災会規約

町 地区自主防災会

町 地区自主防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織は、 町 地区自主防災会(以下「防災会」という)と称する。

(組織・会員及び位置)

第2条 防災会は、大田市 町 地区にある世帯をもって組織構成し会員とする。

2 防災会の位置は、大田市 町 に置く。

(目的)

第3条 防災会は、地域住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行い、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他防災会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第5条 防災会に、次の役員を置く。

会	長	名
副	会 長	名
会	計	名
班	長	名
防 災 委 員		名
監	事	名

2 役員の内任期は、2年とする。但し、再任することができる。

3 役員に欠員が生じたときは補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、防災会を代表し、会務を総括し、地震等発生時には応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
また、各班の活動の指揮監督を行う。
- 3 会計は、会計事務を行う。
- 4 班長は、役員として会務の運営にあたるほか、班活動の指揮命令を行う。
- 5 防災委員は、専門的に携わり助言と指示を与えるほか、各班活動の統括を行う。
- 6 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第8条 総会は、全会員を持って構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し、特に必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)規約の改正に関する事。
 - (2)防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3)事業計画に関する事。
 - (4)予算及び決算に関する事。
 - (5)その他、特に必要と認められた事。
- 5 会長は、会議の議長として議事を進行する。
- 6 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1)総会に提出すべき事。
 - (2)総会により委任された事。
 - (3)その他、役員会が特に必要と認められた事。

(防災計画)

第10条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1)防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2)防災知識の普及に関する事。
 - (3)災害危険の把握に関する事。
 - (4)防災訓練の実施に関する事。

(5)地震等の発生時における、情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理運営及び他組織との連携に関すること。

(6)その他必要とする事項。

(会費)

第11条 防災会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 防災会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 防災会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 監事は、年1回会計監査を行い、その結果を総会において報告しなければならない。但し、必要がある場合には、臨時に監査を行うことができる。

(雑則)

第15条 この会則に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項については、会長が役員会に諮り定める。

(付則)

この会則は、令和 年 月 日から施行する。